

## 資料2

### 【ステップ5】パブリックコメント募集結果

## 尼崎市障害福祉計画(第7期)(素案)に対するパブリックコメント募集結果

○ 5人の方から、23件の意見をいただきました。

○ 寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
[障害福祉計画(第7期)に関するご意見]			
1	市営住宅について、家賃負担が少なく生活できるようグループホームとしての活用を検討してほしい。	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>市営住宅については、現在、「市営住宅建替等基本計画」に基づき、集約建替え等を進めているため、グループホームとして活用する余地のある空き室は、将来廃止を予定している期間が限定されたものであり、そのほとんどが旧耐震基準やエレベーター未設置の住宅であることから、実際に活用することは難しいと考えています。</p> <p>なお、グループホームの住居・定員数については、近年、本市の開設補助制度の活用などにより着実に増加しているところです。引き続き、当該制度や令和5年度から実施しているバリアフリー改修等の費用補助制度のほか、低所得のグループホーム利用者の家賃補助制度も活用するなどして、利用の促進に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
2	相談支援専門員の確保が難しい要因として、相談支援業務(サービス等利用計画の作成など)に係る報酬が低いことが考えられるため、①障害福祉サービス以外の社会資源(地域活動支援センターなど)の利用も計画の作成を義務とし、利用の頻度やサービスの種類に応じた報酬算定とする、②医療機関と連携した場合も報酬算定する、③相談支援専門員の資格がない人でも、有資格者からの助言等を受けければ計画を作成できることとし、その場合も報酬算定するといったことを、国へ要望してほしい。	1	<p>[その他]</p> <p>サービス等利用計画の作成など相談支援業務に係る報酬算定については、より実態に即した制度になるよう、国において概ね3年毎に障害福祉サービス等の報酬改定が行われており、令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定においては、関係機関との連携強化・充実のための加算の拡充等も予定されています。</p> <p>しかしながら、サービス利用者や障害者手帳所持者の增加等に伴い、近年、支援内容も多様化・複雑化している中で、相談支援業務を始めとする障害福祉サービス等の報酬算定については未だ十分なものとは言えないため、これまで全国市長会を通じて、国に対して報酬の見直しや処遇改善等に関する要望を行っているところです。</p> <p>今後も国への要望は継続しつつ、ご意見にある重複障害のある人等への対応も含め、本市の相談支援体制の充実に向けては、基幹相談支援センターを中心に事業所のネットワーク会議や研修会を実施するなどして、相談支援専門員の人材育成等に取り組んでいきます。あわせて、相談支援専門員の養成を兵庫県に働きかけていくとともに、指定基準や運営方法等の情報提供に努め、相談支援事業所の設置につなげてまいります。</p>
3	身体障害や知的障害の重複障害がある人にも対応できる計画相談支援事業所を増やしてほしい。	1	

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
4	わかりやすい版の「相談支援8」に記載している、「福祉サービスの利用状況」に関するアンケートでは、18歳以上の方で51.6%の方が福祉サービスを利用していないが、これはサービスが不要というわけではなく、精神障害のある人の場合、受けられるサービスがないためだと感じる。せめて、医療費の負担軽減や、自立支援医療(精神通院)・障害基礎年金・精神障害者保健福祉手帳の更新に必要な診断書料の助成をしてほしい。	1	[その他] 精神障害のある人の福祉サービスの利用については、近年、就労や自立生活のニーズの高まりにより、就労継続支援や共同生活援助など、利用実績は大きく伸びているところです。引き続き、精神障害のある人の適切なサービス利用へつなげていけるよう、ニーズに即した相談対応に努めてまいります。 また、本市の「障害者(児)医療費助成事業」については、県制度に上乗せする形で、本市独自に精神障害者保健福祉手帳2級の方まで対象を拡充するなどして、医療費の負担軽減を図っているところですが、ご意見にある自立支援医療(精神通院)や障害基礎年金、精神障害者保健福祉手帳の更新に係る診断書料の助成までは、本市の財政負担面も考慮し、対応は困難と考えています。
5	わかりやすい版の「支援体制9」に、基幹相談支援センターによる取組として「専門的な指導・助言」の件数が2021年度で283件、2026年度には760件を実施すると見込んでいるが、基幹相談支援センターである南部保健福祉センターに電話しても出でもらえないことがある。そのような状況でこの取組件数が達せられるのか。 また、基幹相談支援センターの職員については、南部障害者支援課だけではなく南部地域保健課にも配置するべきではないか。	1	[その他] 計画の活動指標に掲げている、基幹相談支援センターによる取組のうち「専門的な指導・助言」については、本市の相談支援体制の充実に向けて、地域の相談支援事業所に対し実施する取組となりますので、市民からの相談件数を指標としているものではございません。 また、南部保健福祉センターへのお問い合わせの件については、近年、サービス利用の急激な増加や相談内容の多様化等に伴い、当該センターへの相談も非常に増えていることから、時間帯や時期等によってはつながりにくいこともあるかと存じます。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。 なお、ご意見にある基幹相談支援センター職員の配置については対応しかねますが、当該センターのある「保健福祉センター」は保健と福祉の総合相談窓口であるため、引き続き関係各課の連携の下、利用しやすい施設となるよう努めてまいります。
6	日中の作業(仕事)が確保できないなど、就労実態が無いにもかかわらず利用者を受け入れ、実地指導等の際には、それを誤魔化している不適切な事業所もある。	1	[その他] 指定事業所の適正な運営にあたっては、定期的な実地指導に加えて、不適切な支援や運営の疑いがある場合は、適宜、事業所への訪問・聞き取り調査も行っています。また、事業所のネットワーク会議等を活用して、必要な助言や研修を実施することで、サービスの質の向上にもつなげているところです。
7	計画の「わかりやすい版」の内容の詳細が「施策推進編」のどこに書かれているか分かりにくかったため、次回の計画策定の際には、「わかりやすい版」の各項目(体系)が「施策推進編」のどこにあたるのか記載してはどうか。	1	[意見を参考とする] 法定計画である障害福祉計画については、国の基本指針(告示)に定める「成果目標」や「活動指標」など、決められた体系(項目)に沿って策定する必要があるため、本市ではその計画冊子として「施策推進編」を作成しています。 また、「わかりやすい版」については、単に「施策推進編」の概要(簡略)版とするのではなく、より市民向けに読みやすい計画冊子となるよう、国指針によらない本市独自の体系(項目)を用いて、特に知りたいサービスや施策を中心にできる限り平易な表現で作成してきたところです。 そのため、今回の計画ではご意見にあるような記載は考えていませんが、いただいたご意見については、次回の計画策定にあたっての参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
8	障害のある人へのアンケート調査の実施にあたっては、例えば、当事者がこれまでに利用してきた福祉サービスや相談支援、就労支援機関(ハローワークなど)、住宅環境(市営住宅の自治会など)等を比較・評価する設問を追加するはどうか。	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>本計画の改定に合わせて概ね3年毎に実施しているアンケート調査については、全ての障害種別の方から幅広く普段の生活状況や支援ニーズ等をお伺いするほか、本市の障害者施策全般についての利用状況や推移等を把握するため、障害者手帳の所持者など7,500人に対して、現状もかなり多くの設問への回答をお願いしています。</p> <p>そのため、回答者の負担面等を考慮すると単純に設問数を増やすことは難しいと考えていますが、ある特定の分野や対象者に対してより詳細な状況把握等を行う際は、当該アンケート調査とは別に、これまでからも対象者や設問を限定した個別調査(※)を必要に応じて実施しているところです。</p> <p>いただいたご意見については、次回の計画策定にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>※今回の計画策定時には、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者の皆さんに対して、サービスの利用状況や今後のニーズ等の個別調査を実施しています。</p>
9	施策推進編第2章の2の(1)に記載している高齢の障害のある人へのサービス提供について、精神障害のある人は65歳になり介護保険サービスに切り替わる際、要介護認定を受けると低い判定になることが多く、必要なサービスを受けられなくなることがある。高齢になれば心身の不調も重なることから、サービス利用が減ることは考えられないため、十分な検討をしてほしい。	1	<p>[その他]</p> <p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係に関する国の通知においては、介護保険の被保険者である65歳以上の障害のある人が要介護状態または要支援状態となった場合のサービス利用について、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなります。そのため、「介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について適切に判断すること」、また、「介護保険法による保険給付が受けられない場合や、障害特性上、介護保険サービスでは十分な支援が受けられない場合には、障害福祉サービスに係る介護給付費を支給することが可能」とされています。</p> <p>そのため、ご意見にあるような方に対しては、引き続き、国の通知等に基づき、利用(申請)者の状況や意向、障害特性等を勘案した上で、必要に応じて障害福祉サービスの継続利用や併用を認めるなど、適切な判断、対応に努めてまいります。</p>
10	今は家族の付き添いによって通院ができるとしても、親の高齢化などでその手助けが無くなつた時、急に障害福祉サービスの『通院等介助』を利用しようとしても、障害特性上、難しいことも考えられる。そのような状況に陥る可能性が高い人を優先して、市の方からサービス(ヘルパー)利用の練習を促すことはできなか。	1	<p>[その他]</p> <p>障害福祉サービス等の利用にあたっては、その必要性を総合的に判定するため、利用申請があつた際には、ご本人の心身の状況(障害支援区分など)を始め、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向等を十分把握した上で支給決定を行っています。</p> <p>そのため、市の方から優先を付けて利用を促すことはできませんが、今後の生活への不安や備え等については、南北障害者支援課や委託相談支援事業所等までご相談ください。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
11	精神障害のある人が利用する『生活訓練』について、市内にある事業所のほとんどが就労に向けた訓練を行っているように感じるため、生活能力の維持などに重きを置いた訓練をしてくれる事業所を増やしてほしい。	1	[意見を参考とする] 『生活訓練』の指定事業所は、市内に約20か所あり、各事業所において障害種別や利用ニーズ等に応じた多様な訓練が提供されているところですが、近年は、障害のある人の就労ニーズが非常に高まっているため、将来的な就労を見据えたプログラム等を訓練に組み込む事業所も増えてきているのではないかと推察されます。 当該サービスを含め、精神障害のある人のサービス利用も増加の傾向にあるため、よりニーズに即したサービス提供体制へとつなげていけるよう、引き続き、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」等において協議・検討していきます。 いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
12	施策推進編第2章の4の(7)について、障害福祉サービスの『自立生活援助』は精神障害のある人が自立生活を営むための制度であり、一人暮らしを始めるのに大変役に立つ制度だと考えるが、前期計画(令和3~5年度)の利用実績も次期計画(令和6~8年度)の利用見込みも非常に少なく感じるため、もっとこの制度を利用しやすくできないか。	1	[すでに盛り込み済み] 『自立生活援助』は単身等で生活する障害のある人に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等により必要な援助を行うサービスで、一人暮らしを始める精神障害のある人への支援にも非常に有効な制度と考えています。 一方で、指定事業所においては、常時の支援体制の確保や報酬面での課題等があることから、全国的にも指定事業所数やサービス利用が伸びていない状況にあります。 そのため、国においては令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定で、当該サービスの人員配置基準の緩和や提供方法の弾力化、報酬の見直し(加算の新設など)等を行うこととしており、本市においても、引き続きこれら見直し後の基準や運営方法等の情報提供に努めることで、当該サービスの利用促進につなげていきます。
13	日常生活用具の給付事業について、おむつの支給対象が「脳性麻痺等脳原性運動機能障害」の方だけに限定されているため、中途障害の人等は対象にならず、費用負担が大変である。	1	[その他] 本市の日常生活用具給付事業における、紙おむつの支給対象者については、「脳性麻痺等脳原性運動機能障害」を有する重度の知的障害のある人のほか、ぼうこうまたは直腸機能に障害を有する身体障害のある人(ストマ用装具の装着ができないなどの要件あり)を支給対象者としています。 また、当該事業の対象品目については、ご意見にある品目以外にも障害者団体等から様々なご要望をいただいているところです。そのため、すべてのご要望に対応することはできませんが、引き続きその見直しにあたっては、各団体のご意見や近隣都市の状況等を参考にしながら、優先度合いや本市の財政負担面も考慮し、総合的に判断してまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
[尼崎市障害者計画(第4期)の進捗等に関するご意見]			
14	<p>車椅子の方や杖・義足歩行者など身体障害のある人に配慮した道路整備が不十分である。「あまレポ」で通報しても必ず改修をもらえるわけではなく、健常者が危険と感じるものを基準に改修しているのではないかと感じる。そこで、道路のバリアフリーを推進するため、道路整備を地区ごとに、実際に身体障害のある人にモニタリングしてもらい、その地区的どの場所が危険で改修が必要かを調査し、その調査活動を市民にも周知するため動画配信してはどうか。</p> <p>また、これら取組について、障害福祉の計画にも組み込めないか。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>道路の段差解消などについては、多くの通報を受けている状況で、高齢の方や身体障害のある人の利用状況も踏まえて優先順位をつけながら工事を実施しているところですが、身体障害のある人の方が危険と感じておられる内容が解消されていない場合は、改めてその旨ご要望頂けましたら、再度現地を確認のうえ再検討するなどできる限りの対応をさせていただきます。</p> <p>そのため、ご意見にあるような取組や手法の提案について、障害福祉の計画に組み込むことはできかねますが、道路整備を含む公共施設等のバリアフリー化については、現行の尼崎市障害者計画(基本施策5:生活環境・移動・交通)に掲げながら、その取組を進めているところです。</p>
15	<p>障害のある人が、福祉避難所の設備や運営する職員を知らない中では、災害時に福祉避難所を利用することが難しい。利用者や職員がお互い理解できるよう事前に複数の福祉避難所(施設)で、利用体験ができるように検討してほしい。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>福祉避難所の多くは、高齢の方や障害のある人が利用する社会福祉施設であることから受入れ人数が限られ、発災時には施設自体の被災や感染症等により受入れが困難になる状況も想定されます。</p> <p>そのため、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する二次的避難所と位置づけ、まずは指定避難所に設置する要配慮者避難室に避難いただく中で、早期の避難所巡回健康相談等を実施し、心身の状況に応じて、福祉避難所や医療機関など、安心して生活できる避難先につなげることとしております。</p> <p>なお、福祉避難所は、市の施設や民間施設の空きスペースを指定しており、災害時に建物の安全や必要な物資、人員を確保してから開設するため、事前の利用体験はできませんが、今後、市において要支援者の受入れを想定した福祉避難所の開設運営訓練の実施をしてまいります。</p>
16	<p>障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されるが、病院においては、未だ障害に対する理解や合理的配慮の提供が十分でなく、当該制度を知らない医師も多い。また、障害のある人が受診しやすいよう配慮している病院も把握できていないため不安である。</p> <p>そのため、まずは障害のある人が受診しやすくなるよう、各病院において受診予約ができるようにしてほしい。</p> <p>病院等での待ち時間が長く、受診終了時間が見込めない場合は、通院の際に利用する『通院等介助』のサービス利用を断られることが多い。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>「合理的配慮の提供」の義務化に向けては、これまでからも市政出前講座の実施や啓発用パンフレットを配布するなどして、周知啓発に努めているところです。</p> <p>また、病院における合理的配慮の提供にあたっては、すでに国が定めている医療関係事業者向けのガイドライン(事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針)等に基づき、各病院で適宜対応していただくことが基本となります。そのため、ご意見にある受診予約などの対応方法について、本市から一律に指示することはできかねますが、今般の法改正を踏まえ、本市としても今後一層の周知啓発に取り組む必要があると考えています。</p> <p>引き続き、障害者差別解消支援地域協議会において、民間事業者や地域の団体等への効果的な啓発方法等について協議・検討してまいります。</p>
17	<p>公共団地等においても障害に対する理解が十分でないため困ることが多く、そのことが原因で自殺するといった事件もあった。自治会等に対しても障害者差別解消法に関する啓発を行ってほしい。</p>	1	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
18	発達障害や知的障害のある成人に対して、要約筆記者や言語聴覚士、作業療法士によるコミュニケーションに関する支援はできないか。また、学習障害等のある成人を対象に、簡単な国語や算数などの学習支援はできないか。	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>障害のある人へのコミュニケーション支援について、本市では公的機関や医療機関に赴く際に要約筆記者等の意思疎通支援者を派遣する事業を実施していますが、担い手となる支援者の確保や財政負担面などを考慮し、対象者は聴覚障害のある人に限って実施しているところです。</p> <p>そのため、発達障害等のある人を当該事業の対象に含めることや、本市独自で新たに言語聴覚士等による支援制度を創設することは考えていませんが、療法士や心理士など専門のセラピストが社会生活上に必要なコミュニケーションなど対人スキルを支援する機関としては、兵庫県が設置する「ひょうご発達障がい者支援センター」があります。</p> <p>また、学習障害等のある成人への支援についても、本市独自で各教科を教える形態の支援制度を創設することは考えていませんが、就労に必要な基礎的スキル(読み書きや簡単な計算等を含む)を支援するサービスとして『就労移行支援』等がありますので、個々の支援ニーズを聞き取る中で、適宜これらの支援にもつなげていけるよう、引き続き、相談対応に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
[その他(個別の要望や見解、質問など)に関するこ]			
19	精神障害のある人の退院促進に向けた取組内容を教えてほしい。	1	<p>[今回の意見公募の対象としているもの]</p> <p>精神科病院における長期入院患者の退院支援として、当該病院にピアサポート者が訪問し、退院の意欲喚起を行うほか、必要に応じて『地域移行支援』等のサービス利用につなげるなど退院促進に向けた取組も行っていますので、保健所疾病対策課までご相談ください。</p>
20	「精神保健福祉の手引き」には、利用できる福祉制度の項目や内容、窓口等が掲載されているが、窓口が分かりにくいため、具体的にどの施設の何番窓口なのかまで記載してほしい。また、文字ばかりなので、手帳やヘルプマーク等の見本を写真やイラストで掲載すれば分かりやすくなると思う。	1	<p>[今回の意見公募の対象としているもの]</p> <p>「精神保健福祉の手引き」の作成にあたっては、障害当事者にとっても分かりやすい冊子とするため、多岐にわたる福祉制度等をできる限り簡潔に掲載するよう努めています。そのため、各窓口の記載については、市の担当課を始め、警察署や税務署など各関係機関の代表窓口の連絡先を記載しており、直接窓口に赴き相談される際などは、まずは記載している代表窓口までお問い合わせいただくよう案内しているところです。</p> <p>引き続き、今回いただいた意見も踏まえながら、分かりやすい手引きとしているよう努めてまいります。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
21	親が亡くなるなどして身寄りがない障害のある人は、住宅の入居や入院(手術)、施設入所等の際に手続きが難しくなるため、費用が定額な保証人制度を検討してほしい。	1	[今回の意見公募の対象としているもの] 身寄りが亡くなるなどして、一人では入居や入所、入院等が困難な障害のある人に対しては、これまで保健福祉センターや各相談支援事業所において、契約など必要な手続きに関する支援、調整にあたっているところです。そのため、本市独自で低額の保証人制度を創設することは考えていません。 なお、保証人が確保できないことを理由に賃貸住宅の契約が困難な場合の対応方法として、国に登録されている「登録家賃債務保証業者」の活用や、都道府県の指定する「住宅確保要配慮者居住支援法人」への相談などがあります。今後もこういった住まいに関する情報の提供に努めてまいります。
22	JR尼崎駅北側とその東側の交差点にある信号機については、歩行者分離式となっているが、車両用の南北の信号機が交通量が非常に少ないにもかかわらず、青信号が長すぎる。歩行者や自転車が見切り発車しているため、バス等の交通量に合わせて青信号の時間を調整するなどしてもらいたい。なお、以前、尼崎東警察署にも見解を求めたが、バスのロータリーにバスが滞留しないように、長くしているとのことであった。	1	[今回の意見公募の対象としているもの] 信号機や横断歩道に関するご意見、ご要望については、兵庫県公安委員会が担当となりますので、本市から回答することはできかねます。そのため、設置場所を管轄しております警察署(交通課)にご相談ください。 なお、以前はご要望の内容をお伺いし、市から管轄する警察署に取り次ぎすることもありましたが、警察署から要望者の声を直接お聞きしたいとの意見があつたことから、現在は市から取り次ぐことは致しておりませんのでご了承ください。
23	入院に係る費用について、医療費は「障害者(児)医療費助成事業」で自己負担を軽減をもらえているが、働いておらず年金生活の人だと、入院時の食事に係る費用負担が大変である。	1	[今回の意見公募の対象としているもの] 入院時の食事にかかる費用負担については、厚生労働省が定める標準負担額を限度として自己負担するものとされていますが、住民税非課税世帯の方につきましては、標準負担額を減額できる場合がございますので、加入されている健康保険にご相談ください。